

第2号様式（第3関係）

令和2年度第1回豊山町行政改革推進委員会会議録

1 開催日時

令和2年8月11日（火）午前10時から午前11時30分まで

2 開催場所

豊山町役場 4階 全員協議会室

3 出席者

岩村みゆき委員 坪井孝仁委員 秋田勇人委員 新居正博委員 伊藤文人委員
中村百合子委員 鈴木征美委員 金森和彦委員 岡島義広委員
服部正樹町長 鈴木邦尚副町長 小川徹也総務部長 井上武総務課長
森川泰成総務・人事係長 川原美香総務・人事係主事

4 欠席者 利光克仁委員

5 議題

- (1) 第5次豊山町行政改革大綱の取組状況について
- (2) 第6次豊山町行政改革大綱の策定について
- (3) その他

6 会議資料

- ・資料1 豊山町行政改革推進委員会設置条例
- ・資料2 豊山町行政改革推進委員会設置条例施行規則
- ・資料3 第5次豊山町行政改革大綱の取組状況について
- ・資料4 第6次豊山町行政改革大綱の策定について
- ・資料5 第5次豊山町行政改革大綱

7 会議内容

総務課長 おはようございます。

定刻より若干早いですが、ただ今から令和2年度第1回豊山町行政改革推進委員会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご出席いただきまして、

誠にありがとうございます。

本日の委員会の進行を務めさせていただきます、総務課長の井上と申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の委員会につきましては、発言者の氏名を除いて会議録を公開させていただきますので、ご承知おきくださいますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、町長より委嘱状の伝達をさせていただきます。

伝達は自席で行いますので、そのままお待ちいただきますようお願いいたします。

なお、行政改革推進委員の職務につきましては、資料1・2の条例及び規則を、各自、お目通しいただきますよう、よろしくお願いいたします。

(委嘱状伝達)

ここで、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。委員名簿の順にご紹介をさせていただきます。

(各委員紹介)

次に、町側の出席者を紹介させていただきます。

(町長以下 事務局紹介)

以上でございます。

それでは、次第に従いまして、町長からごあいさつ申し上げます。

よろしくお願いいたします。

町 長 : 改めまして、おはようございます。

本日は、令和2年度第1回豊山町行政改革推進委員会を開催いたしましたところ、ご多忙の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

平成28年3月に行政改革推進委員会の答申を受けて策定いたしました、第5次豊山町行政改革大綱の計画期間が、今年度をもって終了となります。

町としましては、引き続き、行政改革の推進に取り組んでいく必要があるという思いがあり、第6次豊山町行政改革大綱を策定したいと考えております。

本日の委員会では、第6次豊山町行政改革大綱の策定方針について、ご提案させていただきます。

委員の皆様方からの忌憚のないご意見をいただき、大綱の策定に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

総務課長 : 続きまして、本日の会議資料のご確認をお願いいたします。

豊山町行政改革推進委員会委員名簿、次第、資料1としまして「豊山町行政改革推進委員会設置条例」、資料2としまして「豊山町行政改革推進

委員会設置条例施行規則」、資料3としまして、ホチキス留めの「第5次豊山町行政改革大綱の取組状況について」、資料4としまして、ホチキス留めの「第6次豊山町行政改革大綱の策定について」、資料5としまして、ホチキス留めの「第5次豊山町行政改革大綱」。以上が本日の資料です。不足等はありませんでしょうか。

ここでご報告を申し上げます。

豊山町行政改革推進委員会設置条例施行規則第4条の規定に基づき、会議の成立には委員の過半数の出席が必要となっております。

現在の出席委員は、10名中9名でございます。よって、本会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、次に会長の選出をお願いいたします。

会長の選出については、豊山町行政改革推進委員会設置条例第4条第1項の規定により、委員の互選となっております。

どのようにお取り計らいをさせていただいたらよろしいでしょうか。

委員：事務局に一任させていただきたいと思います。

総務課長：ただいま〇〇委員から、「事務局に一任を」とのご意見をいただきましたが、よろしかったでしょうか。

(異議なし)

総務課長：それでは、推薦によりまして、会長の互選をお願いしたいと思いますが、どなたか推薦はございますか。

委員：前回も会長を務められました、〇〇大学の教授であります〇〇委員にお願いしてはどうでしょうか。

総務課長：ただいま〇〇委員から、「〇〇委員に会長を」というご推薦がありました。いかがでしょうか。

(異議なし)

総務課長：異議なしというお言葉をいただきましたので、〇〇委員に会長をお願いするという事で決定します。〇〇委員は、会長席へのご移動をお願いいたします。

それでは、会長からあいさつをいただきます。

会長：改めまして〇〇でございます。また、会長を務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

今回は、ちょうど切れ目の時期です。新しいものに向かう時期でもあり、これまでのことを反省する時期でもあります。皆様のご協力の程、お願いいたします。

総務課長：ありがとうございます。

続きまして、豊山町行政改革推進委員会設置条例第4条第3項の規定により、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が職務を代理することとなっています。

職務代理者の指名を、会長にお願いいたします。

会 長 : ○○委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
(異議なし)

総務課長 : ただいま、会長から「○○委員を」というご指名をいただきましたので、○○委員に職務代理者をお願いするという事で決定します。

続きまして、議題に入ります前に、本年度は新しく行政改革大綱を策定するため、町長から会長へ、第6次豊山町行政改革大綱の策定についての諮問を行います。

(町長から会長への諮問)

総務課長 : ありがとうございます。

それでは、議題に入ります。豊山町行政改革推進委員会設置条例第5条の規定により、議長は、会長が行うこととなっております。

以後の取り回しについては、会長にお願いいたします。

会 長 : ただ今から、会議の進行を私が務めさせていただきます。

「議題(1)第5次豊山町行政改革大綱の取組状況について」、事務局の説明を求めます。

総務・人事係長 : (資料に基づき説明)

会 長 : 事務局からの説明が終わりました。

ご質問やご意見のある方は、ご発言をお願いします。

では、私の方から。こちらは、令和元年度までのお話ということですが、この4か月間で大きな動きはありましたか。

総務・人事係長 : 特に大きく変わったところはありません。

委 員 : 一番最初の「人材育成の推進」の中で、愛知県東尾張地方税滞納整理機構に1名の職員を派遣しているとある。どのような職員が派遣されているのか。また、今後、この職員をどのような形で活用していく予定か。

それと、「現在抱える課題」の「行財政改革分野」について。個人的なことで申し訳ないが、一昨年、2台持っていた普通自動車のうちの1台を軽自動車に買い替えて、普通自動車1台と軽自動車2台の計3台になった。

愛知県の納税通知書は、2台であっても1通の封書で届き、県も経費削減に取り組んでいるのだと思った。その後、自動車の買い替えにより、軽自動車2台になったところ、町の納税通知書は2通に分かれて届いた。案

内文もそれぞれに入っており、手間がかかっているように感じた。納税通知書は連番になっていたため、まとめることも可能なのではないか。

行財政改革の郵送料の関係で、1つ知っていただければ。このようなことはたくさんあるように感じるので、検討していただければと思う。

会 長 : 郵送料の話は、「歳出の削減」に関連してくるように思います。

最終的には、課題の整理ということで、事例のところに上がってくるお話ではないかと思います。

総務部長 : 1点目にご質問のありました滞納整理機構の職員の派遣についてです。平成23年度から職員を派遣しており、令和元年度までで終了しています。派遣している職員は、税務課で1、2年経験を積んだ者です。1年若しくは2年、滞納整理機構に派遣し、その後は、税務課収納係で税の徴収を担当しています。

委 員 : 町税全般ということだが、国民健康保険税も該当しているのか。

総務部長 : 滞納整理機構は、国民健康保険税についても対応しています。現年度分については、保険課国民健康保険・医療係が徴収していますが、滞納分については、税務課で徴収しているような状況です。

委 員 : 「人材の確保」の中で、「年齢制限の撤廃、受験資格の学歴の引き下げ等、職種に応じて採用試験の内容を見直しました」とあり、短大卒から高卒に受験資格を引き下げたと認識している。ただ、今月の広報とよやま8月号には、受験資格が短大卒とあった。職種に応じてなのかはわからないが、高卒から短大卒に戻された理由が知りたい。

総務部長 : 従来は、短大卒以上で、年齢についても上限がありました。昨年度の採用試験では、年齢制限を撤廃させていただきました。

今年度につきましては、昨年度の採用試験の中で、ほとんどが大卒以上だったことや、現在の職員の年齢構成等を踏まえて、短大卒にさせていただきました。

会 長 : 職種に関係はありますか。

総務部長 : 専門職は、資格取得のために短大卒以上でなければならないものもありますので、保育士は短大卒以上になるかと思います。一般職につきましては、昨年度は高卒以上で募集しましたが、今年度は年齢構成も踏まえて、短大卒以上で募集をさせていただきました。

会 長 : 年によっては構成上、多少制限を設けることもありますが、基本的には間口を広げるということでしょうか。

総務部長 : そうです。

委 員 : メンタルヘルス対策の実施について。令和2年度から、豊山町職員のハ

ラスメントの防止等に関する規程を施行しているとあるが、具体的に何をしているのか。

また、「現在抱える課題」の中に「メンタルヘルス不調者の増加」とあり、気になった。詳しく教えてほしい。

総務部長：メンタルヘルス対策については、1年に1回、ストレスチェックを行っています。診断結果を個人にお知らせするとともに、ストレスがかかっている職員については、個人で産業医若しくは専門医に相談できるような体制をとっています。

ハラスメントの防止に関する規程については、今年度から施行しています。今年度中に、職員に対してハラスメントに関する研修を実施する予定をしています。

会長：訴える先はどうなっていますか。訴える先若しくは相談先は、非常にナーバスな問題。大学でも、できるだけ周りに知られないように配慮しています。何人相談に来たかも教えてもらえないくらいです。

総務部長：ストレスチェックの結果については、本人しかわからないようになっており、相談する場合も、本人から産業医あるいは専門医に相談するような体制になっています。

相談結果については、相談件数の報告は受けますが、相談内容については事務局も把握していない状況です、

ハラスメントは、事務局が総務課になっており、総務課に対して職員が連絡する体制になっています。会長の話とは多少乖離していますが、現状はこういった対応をしています。

会長：ある意味抑止力になるため、内部の人には、ハラスメント対策について、はっきりと打ち明けたほうが良いように思います。研修をやるということなので、それに期待したいと思います。

委員：サポーター制度を導入しているとのことだが、職員1人に対して、指導員となる職員が1人。メンタルヘルスとも関わってくることだと思うが、どのように考えているか。

また、メンタルヘルスの相談先として、個人がいきなり専門的な窓口で相談に行くような形になっている。職員が相談に行けるようなメンタルなら良いが、できない場合もある。

ゲートキーパーの養成講座も行っているはずなので、本人が相談できるような相談先を考えてほしい。

総務部長：ゲートキーパーの養成講座は、2、3年前までは隔年で開催していましたが、近年は開催できていないため、今後の検討課題としていきます。

もっとハードルが低い相談先を、とのことですが、職員がメールで、メンタルの先生に相談できるような体制も整えています。メールで相談した内容については、我々も関知していません。

サポーター制度は、始まって3、4年経ちます。女性職員に男性職員のサポーターが就くと、なかなか相談しづらいという声も聞いていますので、今後対応について検討していきたいと考えています。

委員： 「職員の意欲向上」の中で、平成30年度には職員提案制度で24件の提案があり、翌年度は11件になったとある。一気に半分以下になってしまったことが気になった。何か理由はあるのか。

総務部長： 分析はできていませんが、継続的に多数の職員提案をいただくことが大切だと考えています。今年度の提案募集は終わってしまったため、次年度以降の課題にしていきます。

会長： 初年度で様子を見て、これは出しても仕方ないと思ってしまったのか。もしくは、1年目に出てしまったので出しづらいのか。いずれにしても、やっているということに意味があると思います。

委員： ○○委員も言われたように、メンタルヘルスやハラスメントに関して、ハードルの低い、相談しやすい環境をつくるのが大切だと思うので、よろしくをお願いします。

委員： メンタルヘルス対策として、ストレスチェックをしていると思う。職場の環境や体質、仕事の性質といったところに関係している部分もあるため、会社では集団分析を行っている。こういった取り組みを行っているのか。予定はあるのか、お聞きしたい。

それともう1つ。コロナ禍ということで、会社でも、リモート会議や在宅の会議を行っている。その中で、日頃無いストレスが出てきている。

豊山町でもそういった勤務をしているのか。また、コロナ禍において、何か勤務に対する対策をしているのか。

総務部長： まず、メンタルヘルスの集団分析についてです。個人の相談内容については把握していませんが、課あるいは部ごとの傾向や構成については把握し、分析をしています。

それと、コロナ禍における対応についてですが、緊急事態宣言が出された4月には、本庁においても、在宅勤務あるいは別室勤務を行いました。緊急事態宣言の解除後は、そういった勤務体制は取っていません。在宅勤務や別室勤務を行う中での課題や問題点は、現状では把握できていないため、コロナ禍の対応が収束した段階で、きちんと整理して対応して参ります。

副町長： 補足させていただきます。役場の仕事を在宅勤務やリモート勤務で行うことは、実際不可能です。自宅のパソコンと職場のパソコンの回線をつなぐことができないため、業務を家に持って帰り、在宅でやり取りするということできません。したがって、別室勤務で対応をしております。

会長： 1点だけ、前から気になっていることがあります。課題の整理の中で、表現が全てネガティブになっています。「…が不足している」、「弱い」。本当に弱いのか、そこまで言ってしまって良いのか。優先順位もありますし、「職員の意欲の不足」と書くと、職員に対して失礼だと感じました。

特に、第6次の大綱を策定するにあたっては、表現の仕方に気を付けていただきたいと思います。

それを踏まえて、次の議題に移ります。「議題（2）第6次豊山町行政改革大綱の策定について」、事務局からの説明をお願いします。

総務・人事係長： （資料に基づき説明）

会長： 事務局からの説明が終わりました。ご意見等がある方はお願いします。

委員： 検討会の構成員の中に、教育委員会事務局の職員が入っていないが良いのか。

総務部長： 第2検討会の生涯学習課主任は、教育委員会事務局の職員です。全体の業務等も勘案した結果、このような構成員になりました。

委員： 全体を考えると疑問が残る。

会長： 総務課は事務局として、全ての検討会に入りますか。

総務部長： 入ります。

委員： 新型コロナウイルス感染症対策として、先程、テレワークは難しいと言われたが、働き方についての検討はしていかなければならない。時差出勤であったり、本当にテレワークができないかの検証を行ってほしい。

また、業務の効率化かどうかはわからないが、住民の方が役場に来なくても良いような対応も考えてほしい。感染症対策にもなる。

オンラインをもっと使ったサービスや、アプリも積極的に使っていくと、業務の効率化につながると感じる。

入ったばかりの新人職員に意見を聞くのも良い。役場でずっと勤めていると、「こうじゃないといけない」という考えの人も多い。広く新しい人の意見を聞いて、省けるものは省いていく。些細なことでも、業務の効率化につながる。

副町長： 委員が言われることはごもっともです。

コロナの関係としては、時差出勤を行ったり、昼食の時間をずらすといったことを既に行っています。

リモートについては、将来的にはICTをどう活かすのかということになります。国も含めて自治体全体で考えているため、何らかの解決策が今後出てくると思います。

会 長 : プラットフォームという言い方をしますが、ベースとなるものが1つあれば、何か新しい事態が起きたとしても、そのプラットフォームを活かして行うことができます。

例えば、情報通信技術の関係は、いわゆるプラットフォームで、検討会とは関係なく、本来整備されていなければならないものです。その中で、在宅勤務や業務の効率化であったり、町民への告知と言ったコミュニティの関係が乗っかるのではないかと考えます。

そういった意味では、プラットフォーム自体を、少なくとも同時並行的に進めることが考え方としてあるのではないのでしょうか。情報通信には限りませんが、プラットフォームをどう考えるのか、どこで考えるのか。そこが抜けているように思い、気になっています。

情報通信技術に強い職員が果たして何人いるのか。育てていく必要があるでしょうし、場合によっては民間活力を利用することもあるでしょう。色々な方法がありますが、どこかで考えてほしいと思います。

それと、スケジュールについて。1月のパブリックコメントの前の段階で、若手の職員の意見を取り入れてほしいと思います。

最終的には2月に終了し、その後で議会に報告しますか。

副 町 長 : 議会には報告をするだけです。

委 員 : それぞれの検討会の横のつながりはあるのか。

例えば、人材育成を考えるとマン・ツー・マンで指導した方が良いが、業務の効率化を考えると難しい、というように、話し合いの中で、相反することが出てくると思う。3つの検討会が、どこかでつながっていた方が良い。

また、事務局で意見を集約するときに、検討会に対してフィードバックをするような仕組みがあるのか。

総務部長 : 検討会の横のつながりについては、総務課の総務担当が事務局として入る予定をしておりますが、検討会同士の連携も必要だと考えます。検討していきたいと思います。

また、検討会で出た意見についても、事務局が一度吸い上げて、検討会にフィードバックできるように考えていきます。

会 長 : いわゆるタスクフォースというか、課を跨いだものになるため、全体を調整する役割が必要になるかと思います。

検討会はどれくらいの頻度でやる予定ですか。

総務・人事係長： 開催回数については、各検討会のリーダーに任せているため、決まっています。

会 長： 職員の方々の意識を向上させるためにも、できるだけ下に下ろして、ボトムアップの形で決めたほうが、最終的には、皆さんが納得した良い物が出来上がると思います。大変だとは思いますが、そのためには、色んな人の意見を集約できるかになります。

ただ、どこかで優先順位を決めていかないとはいけません。企業でいうところの企業理念。企業理念があつて計画があります。理念がないとバラバラになってしまいます。戦略だけ作っていくと、検討会ごとがバラバラになってしまうため、まず最初に理念を醸成していくことが重要になります。

今回の場合は、やりながら醸成していくことになるかと思います。

できれば、何度も意見を交わして、最終的には皆さんが納得したものが出来上がれば良いと思います。

他はよろしいでしょうか。それでは、議題（２）については、これで終了します。

続きまして、「議題（３）その他」としまして、事務局から何かございますか。

総務・人事係長： ございません。

会 長： 委員の皆様から何かございますか。

委 員： NPO法人豊山町まちづくりサポーターが、町民主体のまちづくりを行っているという認識で良いか。

総務部長： 豊山町まちづくりサポーターは、町政に協力をいただいているNPO法人です。町のイベントにも協力をいただいている団体です。

委 員： 自治会とまちづくりサポーターとの絡みは何かありますか。

総務部長： 直接的な自治会との絡みはありません。

会 長： その他に何かございますか。

特に無いようでしたら、本日の会議はこれで終了します。

進行を事務局にお返しします。

総務課長： 委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

今年度につきましては、委員会の開催を、年3回予定しています。

次回は12月頃の開催を予定しています。開催日等につきましては、改めて文書にてご案内させていただきますので、よろしくお願ひします。

それでは、本日の委員報酬をお支払いしますので、印鑑をご準備の上、
今しばらく自席でお待ちください。